

第62回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
<b>新規計画5件</b>							
1	宮城県	名取市	なとり児童発達支援センター安心安全給食特区	名取市の全域	本市では、以前より取り組んできた児童発達支援事業を拡大継承しつつ、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を行うため、福祉型児童発達支援センター(なとり児童発達支援センター)を開所することとした。 当センターは障害のある児童の福祉の中核拠点としての役割を担うこととしているが、児童発達支援事業の定員は小規模である。 そのため、本特例措置を活用し、当センターで提供する給食を外部搬入することで、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の向上を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
2	東京都	福生市	福生市児童発達支援センター給食搬入特区	福生市の全域	本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置することとしたが、施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困難な状況である。 特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施することで、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだけでなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実にも充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
3	東京都	稲城市	稲城市児童発達支援センター給食搬入特区	稲城市の全域	本市での児童発達に関する需要は年々増加していることから、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援センター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コスト、人員ともに負担が大きくなっている。 特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による限られたスペースでの事業運営が可能となる。また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だけではなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支援の中核として支援の向上も期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
4	静岡県	島田市	島田市どぶろく特区	島田市の全域	本市の豊かな自然環境を背景に発展してきた歴史ある農業を振興し継承していくためには、担い手の育成や農地の集積・集約化を進めるとともに、農業の6次産業化などにより稼ぐ農業を実現していく必要がある。 特例措置の活用により、農業者の増加が見込まれるとともに、製造されたどぶろくを市内外にアピールしていくことで、観光交流客の増加など地域振興につなげていく。 また、稼ぐ農業の一端としてアピールすることで、農業の6次産業化の進展や荒廃農地の解消など農業の活性化を実現していく。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
5	京都府	木津川市	相楽児童発達支援センター給食搬入特区	木津川市の全域	本市では、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの設置が急務であるが、設置要件のうち、施設内調理による給食提供の実施は費用・管理面の負担が過大となり、障壁となっている。 このため、本特例措置を活用し調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保を図り、節減された経費等を利用することで、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業